

答 申 第 205 号
平成17年12月21日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年7月20日付け保指第372号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年6月14日付けで異議申立人から提起された平成17年6月13日付け保指第259号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月13日付け保指第259号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）は、千葉県健康福祉部保険指導課介護保険室へ苦情申立書の内容を報告済みで、県担当者へ会って苦情申立書を平成17年5月27日までに渡していると聞いている。

イ 国保連は、平成12年5月から通所介護事業者の鋸南町へ介護保険法第41条に規定の居宅介護サービス費を支払い続けている。居宅介護サービスの不正受給については、消滅時効が5年とされていることから、平成12年5月支払分が消滅時効となり、返還させられない。

ウ 県担当者は、過去に介護保険法の通所介護事業者の鋸南町の居宅介護サービス費の不正受給に対して返還請求権の5年になっていないと、次の問題を先送りしていた。

(ア) 鋸南町は、保健福祉総合センター「すこやか」の一部にあるデイサービスセンターで通所介護事業を実施している。保健福祉事業を実施するための施設「すこやか」で実施される通所介護事業が、保健福祉事業であるのは明らかである。したがって、介護保険事業を介護保険特別会計で処理しないのは、介護保険法第175条、同法施行令第1条に違反している。

(イ) 鋸南町は、通所介護事業を社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「鋸南町社協」という。）に丸投げしている。千葉県総務部市町村課へ提出されていた国の決算統計資料では、上記事業は平成12年度から平成15年度まで黒字であることが明らかとなっており、地方自治法第2条第14項違反でもある。

(ロ) 鋸南町は、通所介護事業において、介護保険法第41条第1項で利用者が支払う利用料に利用者の日常生活に要する費用を含めないとする規定に違反している。

(ハ) 県担当者は、「事業者が、所定の介護報酬の収入により利益を上げること、基準に沿った適正なサービスの水準を確保しつつ、その利益の範囲内で日常生活に要する費用等を賄うことを妨げるものではないと考えている。」というが、地方公共団体の鋸南町が事業者である場合、地方自治法第2条第14項、第16項、第17項の違反であっていいはずはない。

エ 鋸南町社協は、「すこやか」の一部の「在宅介護支援センター」を鋸南町が介護保険法の居宅介護支援事業の事業所として事業者の指定を申請した後に、同所で同事業をするとして事業者の指定を受けた。「すこやか」は公の施設であるのに、鋸南町の条例では使用権限

について定めておらず、申請書類の不備があるにもかかわらず、違法に事業者の指定を受けた。県担当者は、この違法を故意に違法がないことにしている。

オ 県担当者が何もしないということは、刑法の犯罪（背任罪）でもあり、重過失により地方自治法第243条の2の職員の賠償責任を問われることになるから、何もしていないということはない。

カ 違法の隠蔽は、公務員として許されるものではなく、社会正義に反するものである。不
存在はあり得ない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定について

ア 開示請求書の記載のうち、「H17. 4以降の国保連からの介護保険関係の苦情申立書」については、

(ア) 平成17年4月以降、国保連から提供された苦情申立書の原本は存在しなかった。

(イ) しかし、平成17年4月27日に国保連から提供された、平成17年4月20日付け国保連理事長あての2件の苦情申立書の写し（以下「本件苦情申立書写し」という。）が存在した。

(ウ) さらに、本件苦情申立書写しのほかに、国保連から提供された苦情申立書の写しは存在しなかった。

(エ) そこで、「H17. 4以降の国保連からの介護保険関係の苦情申立書」とは、本件苦情申立書写しであると特定した。

イ 本件苦情申立書写しについては、保険指導課介護保険室の供覧処理に付したところであり、このほかの処理は行っていない。

ウ よって、開示請求に係る行政文書は不存在とした。

(2) 開示請求に係る行政文書の不存在について

ア 異議申立人の主張のうち2 (2) アについては、上記アに記載のとおり平成17年4月27日に本件苦情申立書写しを受領し、上記イに記載のとおり供覧処理に付したものである。

イ 異議申立人の主張のうち2 (2) イからカまでにおいて、異議申立人は、鋸南町が介護報酬を不正受給し、鋸南町社協が違法に事業者の指定を受け、これらに対して県が何もしないのは刑法の背任罪にあたり、重過失により地方自治法第243条の2の賠償責任を問われるなどとし、これを理由として開示請求対象の行政文書の不存在はありえないと主張している。

しかしながら、実施機関は、行政文書開示請求に基づいて、上記(1)のとおり対象文書の存在又は不存在について調査した結果、該当する行政文書が不存在であったので、不開示決定を行ったものである。よって、当該決定には違法はなく、異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人が平成17年5月17日付けで開示請求した行政文書は、「H17.4以降の国民健康保険団体連合会からの介護保険関係の苦情申立書に対する処理に関する書類（保険指導課介護保険室の供覧処理は処理に含まれない。）」（以下「本件請求」という。）である。

これに対し、実施機関は本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有しないとしているので、以下検討する。

ア 国保連から提出される文書について

(ア) 国保連は、介護保険法第176条第1項第2号に規定された「一定の介護事業者及び介護保険施設に対する指導及び助言」の権限を根拠として、介護サービスに関する苦情処理業務を行っているものである。

(イ) また、国保連から実施機関への介護サービスに係る苦情に関する文書の提出は、法令では義務付けられていないが、国保連が定期的に情報提供として行っているものである。

イ 本件請求に係る行政文書の不存在について

(ア) 実施機関は、平成17年4月以降本件請求の日までの期間に、国保連から提出された介護保険関係の苦情申立書に係る文書について、供覧以外による処理を行っていないと説明する。

(イ) 実施機関は、国保連が通常寄せられる苦情とは性格が異なることから特に情報提供してきたという苦情申立書の写しを、平成17年4月27日に收受し、供覧による処理を行っている。

また、上記のほか、毎月定期的に行われる情報提供として、平成17年5月17日に国保連から收受した「介護サービス苦情処理委員会」という件名が付された文書にも苦情申立書の写しが含まれ、当該文書についても供覧による処理を行っていたことが認められる。

(ウ) 実施機関に確認したところ、上記の文書については、国保連への苦情申立てであること、また苦情の内容が過去の住民監査請求の結果から特段の対応を要するものではないと認められたことから、供覧を行うことで処理を終了していたとのことであり、現に供覧以外の処理を行った事実は認められず、供覧による処理以外の文書の存在をうかがわせるような事情等も認められなかった。

(エ) また、上記の文書以外に上記期間内に国保連から提出された介護保険関係の苦情申立書に係る文書の存在は認められなかった。

(オ) よって、上記期間内に国保連から提出された介護保険関係の苦情申立書に係る文書について、供覧による処理以外の処理を行った文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に係る行政文書の不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 11	諮問書の受理
17. 6. 19	実施機関の理由説明書の受理
17. 10. 26	審議
17. 11. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年11月30日現在)